

平成31年度 市民税・県民税申告について

清須市 総務部 税務課 市民税係

市民税・県民税の申告書は、あなたの平成31年度市民税・県民税の資料として重要なものですから、平成30年中の所得（平成30年1月1日から同年12月31日までの1年間）について申告してください。書き方などについて不明な点があるときは、市役所税務課市民税係にお尋ねください。

申告期限 平成31年3月15日（金）まで

市民税・県民税の申告が必要な方

平成31年1月1日現在、清須市に住民登録している方

ただし、次の方は申告書を提出する必要はありません。

- (1) 平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出する（した）方 ※1
- (2) 収入が給与収入のみ（又は公的年金等の収入のみ）で、支払先から清須市に給与支払報告書（又は公的年金等支払報告書）が提出されている方 ※2
- (3) 上場株式等の配当等で支払い時において市民税・県民税が源泉徴収された配当所得等または源泉徴収口座における株式等譲渡所得等のみの方で、申告しないことを選択した方、及びこれらの所得がある方で給与所得または公的年金等の所得がある方 ※3

- ※1 上場株式等の配当等で支払い時において市民税・県民税が源泉徴収された配当所得等または源泉徴収口座における株式等譲渡所得等がある方で、所得税と市民税・県民税とで異なる課税方式を選択しようとする場合は、市民税・県民税申告書を提出してください。
- ※2 収入が給与または公的年金等のみで、源泉徴収票に記載されていない控除（医療費控除等）を受ける場合は、市民税・県民税申告書を提出してください。
- ※3 配当割額または株式等譲渡所得割額の控除を受ける場合は、これらの所得を含めて確定申告書または市民税・県民税申告書を提出してください。

お知らせ

平成30年中に収入がなかった人や非課税所得（遺族年金・障害年金等）のみであった人でも、医療・福祉・保育などのサービスにかかる判定、国民健康保険税・後期高齢者医療制度保険料・介護保険料の算定や軽減の判定、所得・課税証明書発行等の資料となりますので、市民税・県民税申告書を提出してください。※所得がない場合は、申告書裏面の「◎所得がなかった方の記載欄」も記入の上、提出してください。

○申告書を提出する際に必要なもの

- (1) 申告書と朱肉を使う印鑑（認印）
 - (2) 本人確認書類（個人番号確認書類及び身元確認書類）
※申告書の個人番号欄に個人番号の記載が必要となります。個人番号を確認するためマイナンバーカードや通知カード等の提示が必要です。（通知カード等の場合は、併せて運転免許証や保険証などの本人確認書類等を提示。）また、扶養される方の個人番号の記載も必要となります。
 - (3) 平成30年中の収入や控除等がわかるもの
- (例) 給与所得・年金所得 …源泉徴収票
その他の所得 …収入金額や必要経費がわかる書類
雑損控除 …災害による損失や補填の金額がわかるもの等
医療費控除 …医療費控除の明細書
医療費控除の特例（セルフメディケーション税制） …セルフメディケーション税制の明細書、健康の保持増進及び疾病の予防への一定の取組を証明する書類
社会保険料控除 …控除証明書等
生命保険料・地震保険料控除 …控除証明書
障害者控除 …障害者手帳、障害者控除対象者認定書
勤労学生控除 …学生証等
寄附金控除 …寄附金の受領証等

所得の種類	
種類	概要
営業等所得	販売製造、修理、飲食店、建設、サービス業などいわゆる営業から生ずる所得や、医師、弁護士、税理士、公認会計士、外交員、大工などの自由職業から生ずる所得をいいます。
農業所得	農産物の生産、果樹などの栽培、農家が生産する家畜、わら工品などから生ずる所得をいいます。
不動産所得	地代、家賃、貸間代、土地や建物の権利金などによる所得をいいます。
利子所得	公社債、預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託等の収益金に係る所得をいいます。
配当所得	株式又は出資の配当による所得をいいます。 なお、特定口座の源泉徴収口座を利用した上場株式等に係る配当等（大口株主等は除く）については、配当割が5%源泉徴収されますので申告の必要はありません。（総合課税か申告分離課税のいずれかを選択して申告することもできます。また、納税通知書が送達される日までに確定申告書とは別に市民税・県民税の申告書を提出することにより所得税と異なる課税方式を選択することができます。市民税・県民税においてのみ申告分離課税を選択する場合は、「市民税・県民税申告書（分離課税等用）」を合わせて提出してください。）
給与所得	俸給、給料、賃金、歳費、賞与などの所得をいいます。 「所得金額」は、次項表の区分により計算した「給与所得控除額」控除後の金額ですが、実際には「平成30年分簡易給与所得表」により直接給与所得控除後の給与の金額を求めることになっています。したがって「所得金額」欄には「平成30年分給与所得の源泉徴収票」の「給与所得控除後の金額」を記載してください。 なお、給与所得の源泉徴収票の交付を受けていない人は「収入金額」欄のみ記載して提出してください。これらの人は市役所で所得金額を計算します。

給与所得	給与等の収入金額	給与所得控除後の金額	(注) Aの計算式は $\frac{\text{収入金額}}{4,000} = \frac{\text{収入金額}}{4,000} \times 4,000 = A$ (小数点以下を切り捨てる。) ※ 小数点以下は切り捨てる。	
	161万9千円未満	収入金額-65万円		
	161万9千円以上162万円未満	96万9千円		
	162万円以上162万2千円未満	97万円		
	162万2千円以上162万4千円未満	97万2千円		
	162万4千円以上162万8千円未満	97万4千円		
	162万8千円以上180万円未満	(注) A×60%		
	180万円以上360万円未満	(注) (A×70%)-18万円		
	360万円以上660万円未満	(注) (A×80%)-54万円		
	660万円以上1,000万円未満	※(収入金額×90%)-120万円		
1,000万円以上	※収入金額-220万円			
雑所得	著述家以外の人の受ける原稿料や印税、講演料、放送謝金、郵便年金や生命保険契約に基づく年金、又は厚生年金、恩給(一時恩給は除かれます。)、国民年金などの公的年金等の所得をいいます。 なお、公的年金等の所得は、右表により計算した所得です。	受給者の年齢	その年中の公的年金等の収入金額の合計額	公的年金等の所得
		65歳以上の人 (S29. 1. 1以前生まれ)	330万円未満	収入金額-120万円
			330万円以上410万円未満	収入金額×75%-37万5千円
			410万円以上770万円未満	収入金額×85%-78万5千円
			770万円以上	収入金額×95%-155万5千円
		65歳未満の人 (S29. 1. 2以後生まれ)	130万円未満	収入金額-70万円
			130万円以上410万円未満	収入金額×75%-37万5千円
410万円以上770万円未満	収入金額×85%-78万5千円			
770万円以上	収入金額×95%-155万5千円			
総合課税の譲渡所得	土地、建物等以外の資産の譲渡による所得をいい、具体的には、書画、骨とう品等(商品、製品等のたな卸資産は除かれます。)の譲渡をいいます。			
一時所得	法人から贈与を受けた金品や賞金、懸賞当せん金品、競輪の払戻金、生命保険契約に基づく一時金などの一時的な所得をいいます。なお、総合課税の譲渡所得及び一時所得の特別控除額は、それぞれ最高50万円まで控除できます。			
分離課税の譲渡所得	分離課税の譲渡所得とは、土地、その上に存する権利、建物、その附属設備等の譲渡による所得をいいます。 なお、所得金額欄は次に掲げる方法によって計算して得た額を記入してください。 1 長期、短期譲渡所得の区分 (1) 短期譲渡所得(譲渡した年の1月1日において、所有期間が5年以下の土地建物等) {短期譲渡の収入金額-(取得費+譲渡費用)}-短期譲渡所得の特別控除額=課税短期譲渡所得金額 (通常の場合は0) (2) 長期譲渡所得(1)以外のもの {長期譲渡の収入金額-(取得費+譲渡費用)}-長期譲渡所得の特別控除額=課税長期譲渡所得金額 (通常の場合は0) 2 長期(短期)譲渡所得の特別控除 土地建物を売ったときの計算上、特例として特別控除が受けられる場合があります。			
株式等に係る譲渡所得	株式等の譲渡による所得をいいます。 なお、特定口座の源泉徴収口座を利用した上場株式等の譲渡所得については、譲渡割が源泉徴収されますので申告の必要はありません。(申告分離課税で申告することもできます。また、納税通知書が送達される日までに確定申告書とは別に市民税・県民税の申告書を提出することにより所得税と異なる課税方式を選択することができます。市民税・県民税においてのみ申告分離課税を選択する場合は、「市民税・県民税申告書(分離課税等用)」をあわせて提出してください。)			
山林所得	山林を伐採したり立木のままで譲渡することによる所得をいいます。ただし、山林を取得してから5年以内に伐採したり譲渡した場合の所得は、事業所得又は雑所得になります。			
退職所得	一時恩給や退職金などの所得をいいます。(その年中の退職所得に係る市民税・県民税が申告分離課税により特別徴収されている人は申告の必要はありません。)			
青色事業専従者給与額 白色事業専従者控除額	あなたと生計を一にしている配偶者、その他の親族(15歳未満を除く。)で、あなたの経営する事業に原則として平成30年中に6か月以上専ら従事した人に支給する給与をいいます。 ただし、白色事業専従者控除は、事業専従者控除額を控除する前の所得金額を事業専従者の数に1を加えた額で除して得た金額が、860,000円(配偶者である事業専従者)又は500,000円(その他の事業専従者)に満たない場合は、その除して得た金額です。 事業専従者控除額は、その専従者の給与所得になりますから、他の所得がある場合には、事業専従者は自分の所得について申告しなければなりません。 【配偶者控除、配偶者特別控除及び扶養控除と事業専従者との関係】 事業専従者として控除を受けた配偶者や親族については、配偶者控除、配偶者特別控除及び扶養控除を受けることはできませんので注意してください。			

所得から差し引かれる金額	
種類	概要
雑損控除	平成30年中に災害や盗難、横領などにあった場合は、雑損控除が受けられる場合があります。 控除額の計算は①と②のいずれか多い金額 ①差引損失額-総所得金額等の合計×1/10 ②(差引損失額のうち災害関連支出の金額)-5万円 ※差引損失額=損害金額(時価)-保険金などで補てんされる金額 ◎この控除を受ける場合には、控除に関する明細書を添付してください。
医療費控除	平成30年中にあなた自身や配偶者、生計を一にする親族のために支払った医療費について医療費控除が受けられます。(セルフメディケーション税制との選択適用になります。) 控除額=支払った医療費-保険金等の補てん額-(「10万円」又は「総所得金額×5%」のいずれか少ない方の金額) (ただし、医療費控除額が200万円より多いときは200万円を限度とします。) ◎この控除を受ける場合には、医療費の明細書などを添付してください。
医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)	健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の健康診査や予防接種などを行っている方が、平成30年中にあなた自身や配偶者、生計を一にする親族のために特定一般用医薬品等購入費を支払った場合に、医療費控除を受けることができます。(この特例は、従来の医療費控除との選択適用になります。) 控除額=支払った特定一般用医薬品等購入費の合計額-保険金等の補てん額-1万2千円 (ただし、この場合の医療費控除額は8万8千円を限度とします。) ◎この控除を受ける場合には、セルフメディケーション税制の明細書の添付と、健康の保持増進及び疾病の予防への「一定の取組」を行ったことを明らかにする書類(領収書や結果通知表)の提示又は添付が必要です。

社会保険料控除	平成30年中にあなた自身や配偶者、扶養親族の負担する国民健康保険税、国民年金の保険料、その他健康保険、厚生年金保険、失業保険の保険料を支払ったり、給与から差引かれた金額が控除されます。 ◎国民年金の保険料や国民年金基金の加入員として負担する掛金を社会保険料控除額に申告する場合、日本年金機構や各国民年金基金が発行した証明書類又は領収書を添付してください。																						
小規模企業共済等掛金控除	あなたが平成30年中に小規模企業共済法第2条第2項に規定する共済契約に基づく掛金又は心身障害者扶養共済制度に基づく掛金等を支払った場合、控除が受けられます。																						
生命保険料控除	<p>平成30年中にあなた自身や配偶者、扶養親族を受取人とする生命保険契約に係る保険料、介護医療保険契約に係る保険料、個人年金保険契約に係る保険料を支払った場合には、生命保険料控除が受けられます。ただし、契約者配当金があるときはその金額を差し引いた金額によります。</p> <p>1 新契約（平成24年1月1日以降に締結した保険契約等）のみの場合</p> <table border="1" data-bbox="256 331 842 477"> <thead> <tr> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～12,000円</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>12,001円～32,000円</td> <td>支払保険料×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,001円～56,000円</td> <td>支払保険料×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,001円～</td> <td>28,000円（上限）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※控除の種類…一般生命保険、個人年金保険、介護医療保険 ※3種類の控除の合計上限額は70,000円</p> <p>2 旧契約（平成23年12月31日以前に締結した保険契約等）のみの場合</p> <table border="1" data-bbox="256 510 842 656"> <thead> <tr> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～15,000円</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>15,001円～40,000円</td> <td>支払保険料×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,001円～70,000円</td> <td>支払保険料×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,001円～</td> <td>35,000円（上限）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※控除の種類…一般生命保険、個人年金保険 ※2種類の控除の合計上限額は70,000円</p> <p>3 新契約と旧契約の双方で適用を受ける場合 新契約と旧契約の双方で一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ「新契約に基づく控除額」及び「旧契約に基づく控除額」の金額の合計額（上限28,000円）になります。なお、一般生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除の合計適用上限額は70,000円となります。</p>			支払保険料	控除額	～12,000円	全額	12,001円～32,000円	支払保険料×1/2+6,000円	32,001円～56,000円	支払保険料×1/4+14,000円	56,001円～	28,000円（上限）	支払保険料	控除額	～15,000円	全額	15,001円～40,000円	支払保険料×1/2+7,500円	40,001円～70,000円	支払保険料×1/4+17,500円	70,001円～	35,000円（上限）
支払保険料	控除額																						
～12,000円	全額																						
12,001円～32,000円	支払保険料×1/2+6,000円																						
32,001円～56,000円	支払保険料×1/4+14,000円																						
56,001円～	28,000円（上限）																						
支払保険料	控除額																						
～15,000円	全額																						
15,001円～40,000円	支払保険料×1/2+7,500円																						
40,001円～70,000円	支払保険料×1/4+17,500円																						
70,001円～	35,000円（上限）																						
地震保険料控除	<p>平成30年中にあなた自身や配偶者、その他の親族の有する居住用家屋・生活用動産を地震、噴火又は津波等を原因とする火災、損壊等による損害の額を補てんすることを保険の目的とする契約等に基づいて支払った保険料について地震保険料控除が受けられます。※経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等（保険期間10年以上で満期返戻金があるもの）に係る保険料等については、これまでの損害保険料控除が適用されます。</p> <p>1 地震保険料控除</p> <table border="1" data-bbox="256 909 788 999"> <thead> <tr> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50,000円以下</td> <td>支払った保険料×1/2</td> </tr> <tr> <td>50,000円超</td> <td>25,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 長期損害保険契約に係るもの</p> <table border="1" data-bbox="911 909 1458 1025"> <thead> <tr> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000円以下</td> <td>支払った保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>5,001円～15,000円</td> <td>支払った保険料×1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,000円超</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎1、2両方がある場合は、1、2それぞれの方法で計算した金額の合計額（最高25,000円）</p>			支払保険料	控除額	50,000円以下	支払った保険料×1/2	50,000円超	25,000円	支払保険料	控除額	5,000円以下	支払った保険料の全額	5,001円～15,000円	支払った保険料×1/2+2,500円	15,000円超	10,000円						
支払保険料	控除額																						
50,000円以下	支払った保険料×1/2																						
50,000円超	25,000円																						
支払保険料	控除額																						
5,000円以下	支払った保険料の全額																						
5,001円～15,000円	支払った保険料×1/2+2,500円																						
15,000円超	10,000円																						
障害者控除	<p>あなた自身や控除対象配偶者及び扶養親族のうち次のいずれかに該当する人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人。この人は、特別障害者になります。 2 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医の判定により、知的障害者と判定された人。このうち重度の知的障害者と判定された人は、特別障害者になります。 3 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人。このうち障害等級が1級と記載されている人は、特別障害者になります。 4 身体障害者手帳に、身体上の障害がある者として記載されている人。このうち障害の程度が1級又は2級と記載されている人は、特別障害者になります。 5 精神又は身体に障害のある年齢が満65歳以上の人で、市町村長や福祉事務所長等の認定を受けた人。このうち障害の程度が1、2又は4に掲げる人に準ずる人は、特別障害者になります。 6 戦傷病者手帳の交付を受けている人。このうち障害の程度が恩給法に定める特別項症から第3項症までの人は、特別障害者となります。 7 原爆被爆者のうち、現に医療を要する人として、厚生労働大臣の認定を受けている人。この人は、特別障害者となります。 8 その年の12月31日の現況で引き続き6か月以上にわたり就床を要し、介護がなければ自ら排便等のできない状態にある人。この人は、特別障害者となります。 <p>※ 障害者控除は、年少扶養親族を有する場合で扶養控除の適用がないときにおいても適用されます。 控除額・・・普通障害者 260,000円 特別障害者 300,000円 同居特別障害者 530,000円</p>																						
寡婦(夫)控除	<p>区分</p> <table border="1" data-bbox="256 1525 1353 1780"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寡婦</td> <td>260,000円</td> </tr> <tr> <td>寡夫</td> <td>260,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>① 夫と死別又は離婚した後婚姻をしていない人や夫の生死の明らかでない人で、扶養親族又は総所得金額等が所得税の基礎控除額（38万円）以下の生計を一にする子（他の人の控除対象配偶者や扶養親族とされている者を除く）がある人</p> <p>② 夫と死別した後婚姻をしていない人や夫の生死の明らかでない人で、前年分の合計所得金額が500万円以下の人</p> <p>③ ①に該当する方で、扶養親族である子を有し、かつ、前年分の合計所得金額が500万円以下の人</p>	区分	控除額	寡婦	260,000円	寡夫	260,000円	<p>控除額</p> <p>260,000円</p> <p>300,000円</p> <p>260,000円</p>															
区分	控除額																						
寡婦	260,000円																						
寡夫	260,000円																						
勤労学生控除	<p>大学、高等学校、盲学校、養護学校などの学生や生徒児童（夜間学生や通信教育生を含みます。）の人。なお、合計所得金額が65万円より多いか又は自分の勤労によらない所得（配当、利子、不動産など）が10万円より多い人は除かれます。 控除額・・・260,000円</p>																						
配偶者控除扶養控除	<p>平成30年12月31日（年の途中で死亡された人については死亡の日）現在で、あなたと生計を一にするあなたの配偶者や親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族）、都道府県知事から養育を委託された児童又は老人福祉法の規定により養護受託者に委託された老人のうち、平成30年中の合計所得金額が38万円以下の人（内縁の配偶者は除かれます。）</p> <p>【配偶者控除額】</p> <table border="1" data-bbox="256 1984 1490 2101"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">居住者の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>9,000,000円以下</th> <th>9,000,000円超9,500,000円以下</th> <th>9,500,000円超10,000,000円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般の控除対象配偶者</td> <td>330,000円</td> <td>220,000円</td> <td>110,000円</td> </tr> <tr> <td>老人控除対象配偶者</td> <td>380,000円</td> <td>260,000円</td> <td>130,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎納税者本人の合計所得金額が10,000,000円を超える場合は、配偶者控除の適用はできません。</p>				居住者の合計所得金額			9,000,000円以下	9,000,000円超9,500,000円以下	9,500,000円超10,000,000円以下	一般の控除対象配偶者	330,000円	220,000円	110,000円	老人控除対象配偶者	380,000円	260,000円	130,000円					
	居住者の合計所得金額																						
	9,000,000円以下	9,000,000円超9,500,000円以下	9,500,000円超10,000,000円以下																				
一般の控除対象配偶者	330,000円	220,000円	110,000円																				
老人控除対象配偶者	380,000円	260,000円	130,000円																				

配偶者控除 扶養控除	【扶養控除額】		控除額	◎一般の扶養親族・・・年齢16歳以上19歳未満の人（平成12年1月2日から平成15年1月1日までに生まれた人）及び年齢23歳以上70歳未満の人（昭和24年1月2日から平成8年1月1日までに生まれた人） ◎特定扶養親族・・・年齢19歳以上23歳未満の人（平成8年1月2日から平成12年1月1日までの間に生まれた人） ◎老人控除対象配偶者、老人扶養親族・・・年齢70歳以上の人（昭和24年1月1日以前に生まれた人）
	一般の扶養親族		330,000円	
	特定扶養親族		450,000円	
	老人扶養親族	同居老親等以外の者	380,000円	
同居老親等		450,000円		
配偶者特別控除	納税者の平成30年中の合計所得金額が1,000万円以下の人で生計を一にする配偶者を有する場合には、配偶者の所得金額に応じて次の金額が配偶者特別控除として受けられます。			
	配偶者の合計所得金額	居住者の合計所得金額		
	(超) (以下)	9,000,000円以下	9,000,000円超9,500,000円以下	9,500,000円超10,000,000円以下
	380,000～900,000円	330,000円	220,000円	110,000円
	900,000～950,000円	310,000円	210,000円	110,000円
	950,000～1,000,000円	260,000円	180,000円	90,000円
	1,000,000～1,050,000円	210,000円	140,000円	70,000円
	1,050,000～1,100,000円	160,000円	110,000円	60,000円
	1,100,000～1,150,000円	110,000円	80,000円	40,000円
	1,150,000～1,200,000円	60,000円	40,000円	20,000円
	1,200,000～1,230,000円	30,000円	20,000円	10,000円
1,230,000円～	0円	0円	0円	
なお、①配偶者控除の適用を受ける人、②他の人の扶養親族とされる人、③青色事業専従者として専従者給与の支払を受ける人及び白色申告者の事業専従者に該当する人、④一方の配偶者が納税義務者として自らの所得割額の算定において、他方の配偶者について配偶者特別控除の適用を受ける人（夫婦間でお互いに配偶者特別控除の適用を受けること）は、配偶者特別控除の対象となりません。				
基礎控除	控除額・・・330,000円			

税金から差し引かれる金額	
種類	概要
調整控除	所得税と市民税・県民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するための控除です。
配当控除	配当所得に対して市民税1.6%、県民税1.2%控除されます。（課税総所得金額等が1,000万円を超える場合等については別計算になります。）
寄附金控除	平成30年中に都道府県・市町村へ行った寄附金（ふるさと納税）は、次の基本控除と特例控除の合計額を、日本赤十字社・共同募金会などとそれ以外の条例で定められたところへの寄附金は基本控除の額を税額控除します。適用上限は、総所得金額等の30%です。 ・基本控除：（寄附金の合計額－2千円）×10% ※愛知県が指定した寄附金は4%、清須市が指定した寄附金は6%（愛知県と清須市の双方が指定した寄附金の場合は10%） ・特例控除：（寄附金の合計額－2千円）×（90%－所得税と復興特別所得税の限界税率*）…平成31年度の住民税所得割の20%が上限 *所得税と復興特別所得税の限界税率とは、寄附者の（所得税＋復興特別所得税）の税率のうち最も高いもの
配当割額控除 株式等譲渡 所得割額控除	前年において配当割又は株式等譲渡所得割を課された場合において、翌年の4月1日の属する年度分の市民税・県民税の申告書（確定申告書を含む）にこれらに関する事項を記載した場合に控除します。（配当所得又は株式等に係る譲渡所得について申告不要を選択した場合には適用されません。）

納める税金の計算

市民税、県民税の所得割額は下記の図式によって計算されます。それに均等割額を加えた金額が平成31年度に納付していただく税金です。

$$\begin{array}{l}
 \boxed{\text{所得金額}} - \boxed{\text{所得控除}} = \boxed{\text{課税所得金額}} \times \begin{array}{l} \boxed{\text{市税率}} \\ \boxed{\text{県税率}} \end{array} = \begin{array}{l} \boxed{\text{市算出所得割額}} \\ \boxed{\text{県算出所得割額}} \end{array} - \begin{array}{l} \boxed{\text{市調整控除額}} \\ \boxed{\text{県調整控除額}} \end{array} - \begin{array}{l} \boxed{\text{市税額控除額}} \\ \boxed{\text{県税額控除額}} \end{array} = \begin{array}{l} \boxed{\text{市民税所得割}} \\ \boxed{\text{県民税所得割}} \end{array} + \begin{array}{l} \boxed{\text{市民税均等割}} \\ \boxed{\text{県民税均等割}} \end{array} \rightarrow \begin{array}{l} \text{市民税} \\ \text{県民税} \end{array}
 \end{array}$$

○市民税・県民税所得割の税率(速算表)

総所得			分離譲渡所得		
区分	市民税	県民税	区分	市民税	県民税
課税総所得金額	課税総所得金額×6%	課税総所得金額×4%	一般課税短期譲渡所得金額	課税短期譲渡所得金額×5.4%	課税短期譲渡所得金額×3.6%
株式等の譲渡所得					
上場株式等	課税譲渡所得金額等×3%	課税譲渡所得金額等×2%	一般課税長期譲渡所得金額	課税長期譲渡所得金額×3%	課税長期譲渡所得金額×2%
一般株式等	課税譲渡所得金額等×3%	課税譲渡所得金額等×2%			

・課税所得金額に1,000円未満、税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の金額になります。

○市民税・県民税均等割

・所得金額の多少にかかわらず、一定額を納めていただく税額です。市民税・県民税の均等割額（年額）は次のとおりです。
市民税 3,500円・県民税 2,000円（県民税の均等割には、「あいち森と緑づくり税」の500円が加算されています。）

申告書は必ず3月15日までに提出してください。

- ◎市民税・県民税申告についてわからないこと、詳しいことは清須市役所税務課市民税係へお尋ねください。
- ◎税法改正がある場合がありますのでご了承ください。

（平成30年12月作成）